

平成28年12月16日(金) 裁決の概要

(別紙)

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	群馬県板倉町の女性	平26.10.14	中皮腫認定	<p>取消し</p> <p>病理組学的診断では、陽性マーカーは陰性だが、その染色性は十分でなく、また一般に中皮腫であっても一定の割合で陰性を示すことがあるため、中皮腫を直ちに否定できない。HE染色の組織像は骨外性肉腫の所見に相当するが、臓器剖面写真の肉眼的所見は、骨外性骨肉腫とは考えがたく、腫瘍は中皮腫の広がり方に非常に近い特徴をもっている。S.Kleboらの論文「Modern Pathology (2008) 21,1084-1094」の見解をも勘案し、異型性要素をもった中皮腫の可能性が最も高いと考える。放射線画像診断では、腫瘍は胸膜由来と考えられ、中皮腫の所見と矛盾しない。</p> <p>当審査会は、以上の診断に加え、石綿への濃厚なばく露歴をも勘案し、中皮腫であると判定する。</p> <p>よって、中皮腫とは判定できないとして不認定とした原処分を取り消す。</p>	審査請求人は申請中死亡者の妻。審査請求人は、申請中死亡者が石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。	平25.5.15	平26.8.27
2	独立行政法人環境再生保全機構	佐賀県鳥栖市の女性	平27.3.10	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<p>取消し</p> <p>本件は著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患したとされる施行前死亡者の事案である。施行前死亡者に関し、「石綿による健康被害の救済に関する法律における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方の改正について(通知)」(環保企発第1306182号 平成25年6月18日 環境省総合環境政策局環境保健部長通知)は、石綿肺であったことが客観的に確認できる場合に、石綿を吸入することにより石綿肺にかかったものと判定するとし、具体的には、死亡診断書等に死亡の原因として「石綿肺」の記載がある場合には、これに起因して死亡したものであることや、著しい呼吸機能障害を伴っていたと判断でき、この場合には、処分庁は医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができるとしている。本件では、死亡診断書の直接死因に石綿肺を意味すると考えられる「じん肺」の記載があり、上記通知に基づき、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかり、これによって死亡したと認めることができる。</p> <p>ところが、処分庁は、死亡診断書に記載された死亡の原因を顧慮、検討することなく当然のように医学的判定を求め、その結果に基づいて原処分を行っており、その手続きは上記通知に反して不当である。また、提出された資料からは著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺と判定できないとして不認定とした原処分は違法である。よって、原処分を取り消す。</p>	審査請求人は法施行前死亡者の妻。審査請求人は、法施行前死亡者が指定疾病に起因して死亡したとして申請。	平26.7.15	平27.1.6

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
3	独立行政法人環境再生保全機構	京都府木津川市の男性	平27.3.15	中皮腫 救済給付調整金	<p>棄却</p> <p>請求人は、救済給付調整金の算定にあたって、いわゆる高額療養費多数回該当の扱いをしなかったことについて審査請求をしたものである。救済給付調整金は、被認定者の指定疾病に関し支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たない場合にその差額を支給するものである。ここにいう医療費の算定の仕方については、石綿による健康被害の救済に関する法律第11条、第12条第1項、国民健康保険法第45条、第57条の2、国民健康保険法施行令第29条の2第6項、第1項第2号、国民健康保険法施行規則第27条の12第9号の2、国民健康保険法施行令第29条の3第1項等に規定されており、原処分はこれらの規定に従って、救済給付調整金として支払うべき差額分はないとしたもので適法である。よって、原処分を相当とする。</p>	審査請求人は被認定死亡者の夫。審査請求人は、被認定死亡者の救済給付調整金が不支給とされた決定を不服として申請。	平25.12.1	平27.1.16
4	独立行政法人環境再生保全機構	広島市の男性	平27.5.27	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定	<p>棄却</p> <p>審査請求人の職歴から大量の石綿へのばく露の可能性が認められる。しかし、呼吸機能検査からは著しい呼吸機能障害は認められない。また、放射線画像上、石綿肺に相当する肺線維化所見はなく、石綿肺ではないと判定できる。</p> <p>よって、不認定とした原処分は相当であり、本件審査請求を棄却する。</p>	審査請求人は本人。審査請求人は、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患したとして申請。	平26.12.25	平27.5.14